

平成26年度葛尾村除染等工事(その2)

| No. | 区分                           | ページ | 条項                                  | 質問  | 回答  |
|-----|------------------------------|-----|-------------------------------------|---|---|
| 1   | 入札説明書と<br>(様式3-1)<br>(様式3-2) | 6   | 7 競争参加資格の確認等、(6)、イ技術提案書、(イ)及び(エ)(a) | 入札説明書において、「技術提案書での提案は、評価項目ごとにA4サイズ片面2枚以内(概要は含まず)」と記載されており、また、参考資料は「片面3枚以内(概要は含まず)」と記載されています。一方、様式3-1では、留意点が記載項目になっており、本様式においては、留意点を評価項目と読み替えるという理解で宜しいでしょうか。また、留意点を複数記載した場合には、それぞれの留意点に対して、詳細がA4片面2枚以内、参考資料は片面3枚以内という理解で宜しいでしょうか。 | 入札説明書10.(2).②に示すとおりの評価項目(I、IIa、IIb、IIc、IIIa、IIIb)ごとにA4片面2枚以内、参考資料はA4片面3枚以内で作成して下さい。 |
| 2   | 入札説明書と<br>(様式4-1)<br>(様式5-1) | 6   | 7 競争参加資格の確認等、(6)、イ技術提案書、(イ)及び(エ)(a) | 入札説明書において、「技術提案書での提案は、評価項目ごとにA4サイズ片面2枚以内(概要は含まず)」と記載されており、また、参考資料は「片面3枚以内(概要は含まず)」と記載されています。一方、様式4-1及び様式5-1では、提案項目が記載項目になっており、本様式においては、提案項目を評価項目と読み替えるという理解で宜しいでしょうか。   | 1参照   |
| 3   | 現場説明事項                       | 3   | 14.設計単価について①                        | 「・・・「時間の制約を受ける工事の割増し」として1.14の割増し係数を採用している。」と記載されていますが、単価は有効数字4ケタ目以降を切り捨てて有効数字3ケタに丸めると考えてよろしいでしょうか。  | 貴見のとおり  |
| 4   | 現場説明事項                       | 3   | 14.②                                | 機械単価の割り増し対象として、「ブルドーザ、バックホウ、ダンプトラック」が計上されています。「不整地運搬車」「ラフテレーンクレーン」「クレーン付トラック」などは対象になるのでしょうか。  | 割増しの対象は、ブルドーザー、バックホウ、ダンプトラックの3機種のみが対象で、それ以外の機種は対象外です。                               |
| 5   | 特記仕様書                        | 3   | 第1章 8                               | 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更として、「再生砕石、砂」が計上されています。この際の変更とは『材料単価』の変更と考えてよろしいですか。  | 単価採用地域内からの、供給がない場合のみ、遠隔地からの調達として材料単価も変更協議の対象とします。その場合、調達出来ない旨の証明が必要です。              |
| 6   | 特記仕様書                        | 3   | 第1章 8                               | 条文にある「証明書類」が必要になるのは、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の協議をした場合のみでしょうか。   | 5参照   |
| 7   | 特記仕様書                        | 7   | 第3章 4                               | 「除去土壌等のうち可燃物を仮設焼却施設へ運搬する」旨が記載されていますが、現場条件等により焼却施設への運搬が困難な場合、設計変更対象になるのでしょうか。  | 貴見のとおり  |

|    |                 |         |                          |  |  |
|----|-----------------|---------|--------------------------|--|--|
| 8  | 特記仕様書           | 11      | 第5章1                     | 関係人に対する除染結果報告を、住宅地等に係る権利を有する関係人に講ずると記述がありますが、農地除染にも該当するのでしょうか？   | 貴見のとおり   |
| 9  | 共通仕様書(業務)       | 全般      | 全般                       | 公告資料に「平成26年除染業務共通仕様書(第1版)」がありますが、本仕様書が該当となる項目をお教え下さい。  | 当初発注には、該当項目はありません。   |
| 10 | 積算基準            |         |                          | 積算基準は「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準第7版(H26.4改訂)」によると考えてよろしいでしょうか。  | 貴見のとおり   |
| 11 | 積算基準            | 8       | 一般管理費                    | 前払い金支出割合による補正係数は1.00(前払い金支出割合:35%超)と考えてよろしいでしょうか。  | 貴見のとおり   |
| 12 | 積算基準            | 8       | 一般管理費                    | 契約保証の方法による補正值(%)は「金銭的保証を必要とする場合(0.04%)」か「役務的保証を必要とする場合(0.09%)」のどちらでしょうか。                                     | 契約保証の方法は、金銭的保証を必要とする場合に該当します。                                  |
| 13 | 積算基準            | 9       | ※1共通仮設費率の補正および2現場管理費率の補正 | 施工地域・施工場所を考慮した補正は「地方部」で「施工場所が一般交通等の影響を受けない場合」と考えてよろしいでしょうか。  | 施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費及び現場管理費の補正は、地方部・施工場所が一般交通等の影響を受けない場合に該当します。 |
| 14 | 積算基準            | 9       | ※2現場管理費率の補正              | 施工期間、施工時期等を考慮した補正(冬期補正)は計上されないと考えてよろしいでしょうか。   | 貴見のとおり   |
| 15 | 数量総括表<br>金抜き設計書 | 2<br>6  | 8.農地                     | 「水田」の「小運搬(客土材)」の数量は、数量総括表では28,460m <sup>3</sup> 、金抜き設計書では28,400m <sup>3</sup> と記載されています。どちらが正しいかをご教示ください。    | 積算参考資料の28,400m <sup>3</sup> が正しい数字です。数量総括表を訂正します。              |
| 16 | 数量総括表<br>金抜き設計書 | 4<br>12 | 18.仮設(等)                 | 「屋根上作業の墜落防止設備の設置・撤去」の数量は、数量総括表では3,870m <sup>2</sup> 、金抜き設計書では3,890m <sup>2</sup> と記載されています。どちらが正しいかをご教示ください。 | 積算参考資料の3,890m <sup>2</sup> が正しい数字です。数量総括表を訂正します。               |
| 17 | 金抜き設計書          | 9,72    | 第47号代価表                  | 客土運搬として10tダンプトラックによる運搬が計上されています。現場条件等により10tダンプトラックによる運搬が困難な場合は、4tダンプトラックなどによる運搬を設計変更協議することは可能でしょうか。          | 貴見のとおり   |
| 18 | 金抜き設計書          | 17      | 内訳書(第3号)                 | 技術管理費に仮置場における「地下水の放射能濃度の測定」が計上されていませんが、設計変更対象と考えてよろしいですか。  | 貴見のとおり   |

|    |                 |             |                       |  |   |
|----|-----------------|-------------|-----------------------|--|---|
| 19 | 金抜き設計書          | 60          | 第36号代価表               | ①運転手の歩掛りが含まれておりません。(除染手当のみ計上)<br>②不整地運搬車の歩掛りが含まれておりません。(バックホウのみ計上)<br>以上2点について歩掛りの根拠をお教え下さい。   | 積算参考資料を訂正します。   |
| 20 | 金抜き設計書          | 61          | 第37号代価表               | 歩掛り数量が整数になっていますが、少数で表記すべき箇所ではないでしょうか。運転手の除染手当の員数計算が合いません。本歩掛りは暫定積算基準[7版]にはない歩掛りですが、「2.4.4.3 土地表面の被覆」のうち、『材料費(土砂)』を控除した歩掛りと認識してよろしいでしょうか。 | 貴見のとおり  |
| 21 | 金抜き設計書<br>特記仕様書 | 65<br>9     | 第40号代価表<br>第3章7.      | ゼオライトの数量は金抜き設計書では1000m2あたり1t、特記仕様書では1ha(10,000m2)あたり1tと記載されています。どちらが正しいのでしょうか。   | ゼオライトの数量は、1,000m2あたり1tです。特記仕様書を訂正します。   |
| 22 | 金抜き設計書          | 71          | 第46号代価表               | バックホウの数量0.20日は被災地の日当たり作業量の補正が考慮されていません。補正を考慮すると0.25になるのではないのでしょうか。   | 環境省では、バックホウの数量について、被災地の補正はしません。   |
| 23 | 金抜き設計書          | 80<br>82,94 | 第55,56号代価表            | バックホウ(山積0.8m3)の規格欄にはクレーン2.9t吊の記載がありませんが、積算基準どおりのクレーン(2.9t吊)付きのバックホウと考えてよろしいのでしょうか。   | 貴見のとおり。積算参考資料を訂正します。  |
| 24 | 金抜き設計書          | 84<br>95,96 | 第57号代価表<br>第66,67号代価表 | 25t吊ラフテレンクレーン(作業料金)は「長期割引なし」となっていますが、代価表のラフテレンクレーンは「長期割引あり」となっています。工種によって使い分けされているのか、どちらかが誤りなのかご教示ください。また、諸雑費10%の対象項目をご教示ください。           | 工種毎に、長期割引なし、ありを使い分けています。<br>なお、第57号代価表中の諸雑費10%の対象は、代価表中1項目目(作業指揮者)から4項目(特殊勤務手当)までが対象です。 |
| 25 | 金抜き設計書          | 87,88       | 第59号代価表               | 諸雑費3%および諸雑費2%の対象項目をご教示ください。  | 諸雑費3%の対象は、代価表1項目(土木一般世話役)から7項目(軽油)まで、諸雑費2%の対象は、代価表10項目(普通作業員)から11項目(特殊勤務手当)になります。       |
| 26 | 金抜き設計書          | 108         | 第79号代価表               | トラッククレーン4.9t吊の単価は第80号代価表のトラッククレーン4.9t吊と同様、賃貸料金(作業料金)で「長期割引あり」と考えてよろしいのでしょうか。   | 貴見のとおり。積算参考資料を訂正します。  |
| 27 | 金抜き設計書          | 109         | 第80号代価表               | 鋼板(賃貸)180日以内と記載されていますが、N=300日から「360日以内」が正しいのではないのでしょうか。  | 貴見のとおり。積算参考資料を訂正します。  |

|    |        |                      |                                |  |  |
|----|--------|----------------------|--------------------------------|--|--|
| 28 | 金抜き設計書 | 114, 115             | 第85, 86号<br>代価表                | 数量が整数表示になっていますが、数量は全項目すべて積算基準どおりと考えてよろしいでしょうか。                                       | 積算参考資料を訂正します。  |
| 29 | 金抜き設計書 | 126, 127<br>128, 129 | 第<br>97, 98, 99<br>100号<br>代価表 | 施工内容の説明及び確認、除染結果の報告においても、外業従事者は1.14の割増し係数を採用されていると考えてよろしいでしょうか。                      | 割増し対象は、公共工事労務単価及び除染等工事労務単価です。設計業務委託等技術者単価の職種については割増し対象外です。 |
| 30 | 図面     | 別図-4                 | 仮置場<br>標準<br>構造図               | 図面では、上面の遮へい土のうの高さがH=0.3mになっていますが、金抜き設計書（82頁）ではH=0.5mになっています。H=0.5mを「正」と考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおり。発注図面を訂正します。   |